

令和 5 年度小平市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度小平市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1, 9 2 4 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 7 2 億 6 0 7 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる金額は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

小平市長 小 林 洋 子

令和 5 年度小平市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度小平市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 億 1, 9 5 8 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0 5 億 2, 5 6 5 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

小平市長 小 林 洋 子

令和5年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億1,844万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

令和5年度小平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度小平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,580万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5.0億8,490万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小平市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第1項中「この項」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第2項中「100分の120」を「給与条例第16条第2項の表に掲げる前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外のものに適用される割合」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の市長が定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、給与条例第17条第2項に規定する職員（給与条例第8条第3項第1号に規定する行(1)4級職員及び給与条例第16条第2項に規定する行(1)5級職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(小平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 小平市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(次項において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小平市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小平市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成 30 年東京都条例第 93 号)第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明若しくは同条第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第 3 項第 1 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 9 条第 3 項第 3 号及び第 4 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(小平市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 小平市職員の退職手当に関する条例(昭和 32 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成 30 年東京都条例第 93 号)第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明若しくは同条第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(第 13 条第 9 項第 2 号及び第 5 号において「パートナーシップ関係の相手方」という。)であつた者」を加える。

第 13 条第 9 項第 2 号中「含む。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第 5 号中「同条第 2 項」の次に「(パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパ

ートナーシップ関係の相手方」とする。)」を加える。

(小平市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 小平市職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの」を加える。

(小平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 小平市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。)」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第2号中「の配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第4号及び第4条中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第5条の2第1項中「3か月以内(基準日が12月1日であるときは、6か月以内)」を「6か月以内」に改め、同条第3項を削る。

第10条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加

える。

(小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加える。

別表第3第3号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同表第4号中「場合」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合(以下この欄において「結婚等」という。)」を加え、「結婚に」を「結婚等に」に改め、同表第6号中「1年3月」を「1年6月」に改め、同表第7号中「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に、「妻の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に改め、同表第11号中「親族」を「関係者」に改め、同表第20号中「妻の」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の」に、「妻と」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と」に改め、同表第21号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第4中「親族」を「関係者」に、「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方の関係者は、姻族とみなす。

別表第5中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の小平市職員の退職手当に関する条例第13条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市手数料条例の一部を改正する条例

小平市手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ただし書中「7の部」を「8の部」に改める。

別表第2の1の部中89の項を91の項とし、88の項の次に次のように加える。

89 既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	28,000円	認定申請のとき。
90 既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料 令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	28,000円	認定申請のとき。

別表第2の5の部（備考2を除く。）中「の向上」の次に「等」を加え、同部備考2中「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同表中7の部を8の部とし、6の部の次に次の1部を加える。

7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この表において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

事務	額	徴収時期
1 法第5条の4の規定に基づく管理計画の認定（以下この表において「認定申請」という。）又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請（以下この表において「更新申請」という。）に対する審査	認定申請又は更新申請1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の数が1である場合 4,100円 (2) 長期修繕計画の数が2以上である場合 4,100円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加えた額	認定申請又は更新申請のとき。
2 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）に対する審査	変更認定申請1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 長期修繕計画の数が1である場合 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 法第5条の7第2項において準用する同法第5条の	変更認定申請のとき。

4に規定する認定基準（以下この表において「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項

4, 800円

イ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項

4, 000円

ウ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項

4, 600円

エ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項

9, 800円

オ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針（以下この表において「都道府県等マンション管理適正化指針」という。）

）の基準に係る事項

2, 900円

カ アからオまで以外の事項

2, 000円

(2) 長期修繕計画の数が2以上である場合 (1)に掲げる額に、1を超える長期修繕計画の数に次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を乗じて得た額を加えた額

ア 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項

2, 600円

イ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項

2, 600円

ウ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項

2, 800円

エ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項

5, 200円

オ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マン

	シヨソ管理適正化指針の基準に係る事項
	1,700円
カ アからオまで以外の事項	900円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の5の部備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市介護保険条例の一部を改正する条例

小平市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「31, 300円」を「31, 100円」に改め、同項第2号中「45, 200円」を「44, 400円」に改め、同項第3号中「48, 700円」を「48, 500円」に改め、同項第4号中「62, 600円」を「66, 700円」に改め、同項第4号の2中「69, 600円」を「74, 100円」に改め、同項第5号中「76, 500円」を「81, 500円」に改め、同項第6号中「87, 000円」を「92, 700円」に改め、同項第7号中「104, 400円」を「111, 200円」に改め、同項第8号中「114, 100円」を「121, 600円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第9号中「123, 800円」を「133, 100円」に改め、同号ア中「400万円以上500万円」を「420万円以上520万円」に改め、同項第10号中「133, 600円」を「144, 600円」に改め、同号ア中「500万円以上600万円」を「520万円以上620万円」に改め、同項第11号中「143, 300円」を「156, 100円」に改め、同号ア中「600万円以上700万円」を「620万円以上720万円」に改め、同項第12号中「153, 100円」を「167, 600円」に改め、同号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同項第13号中「162, 800円」を「179, 000円」に改め、同項第14号中「172, 600円」を「190, 500円」に改め、同項第15号中「177, 400円」を「202, 000円」に改め、同項第16号中「182, 300円」を「213, 500円」に改め、同項第17号中「187, 200円」を「225, 000円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17, 400円」を「18, 500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17, 400円」を「18, 500円」に、「27, 800円」を「29, 600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17, 400円」を「18, 500円」に、「45, 200

円」を「48,200円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「から第9号」を「から第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

小平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第27条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第1項中「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第42条第2項中「第5号まで」を「第4号まで及び第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第27条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第2項ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第54条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第58条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第54条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の12中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第59条の18第1項中「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第59条の19第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を

同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の12第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第59条の37第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第2項ただし書及び第3項中「同一敷地内にある」を削る。

第73条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第79条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第73条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第2項第4号を削り、同項中第5号を第4号とする。

第83条第2項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第2項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項中「第3号まで及び第5号」を「第5号まで」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第111条第2項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第114条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第120条第6項中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加える。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「、第2号及び第4号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第2項中「、介護医療院又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。第2号において同じ。）」を「又は介護医療院」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第131条第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第140条第5項中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加える。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「、第2号、第4号及び第5号」を「から第5号まで」に改め、同

項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第149条中「及び第100条」を「、第100条及び第106条の2」に改める。

第151条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第153条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第154条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第161条第5項中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加える。

第169条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の

医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第175条第2項中「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第176条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第182条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第192条第2項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所に併設する第82条第2項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第6号中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項中「、第2号及び第4号」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第6号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第9号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の小平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第3項（改正後の条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において

準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の条例第93条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは、「講ずるよう努めること」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第106条の2(改正後の条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第172条第1項(改正後の条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

小平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「（第44条）」を「（第44条第1項）」に改める。

第10条第2項ただし書及び第3項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第1項中「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第40条第2項中「から第3号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同

項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第10号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第1項中第12号を第14号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第42条第2項中「第11号」を「第13号」に、「同項第12号」を「同項第14号」に改める。

第44条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第45条第2項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第2項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準省令第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この章及び次

章において「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第64条第2項中「第3号まで及び第5号」を「第5号まで」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第72条第2項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第75条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削

る。

第81条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加える。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「、第2号及び第4号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中

「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の次に「緊急やむを得ない」を加え、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「及び」の次に「事故に際して採った」を加える。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の小平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第32条第3項（改正後の条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間における改正後の条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第63条の2（改正後の条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

小平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第6項中「第4項後段」を「第5項後段」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条中「よるものとする」を「よらなければならない」に改め、同条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号及び第31条第2項第3号において「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の小平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第3項（改正後の条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

小平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 26 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条の2第1号中「及び第32条第9号」を「並びに第32条第9号及び第16号」に改める。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中「よるものとする」を「よらなければならない」に改め、同条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、

利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の小平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第3項（改正後の条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市立保育園条例の一部を改正する条例

第1条 小平市立保育園条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表小平市立仲町保育園の項及び小平市立花小金井保育園の項を削る。

第2条 小平市立保育園条例の一部を次のように改正する。

別表小平市立津田保育園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例の施行に伴い新たに対象者となるものに係る医療証の交付の手續その他の必要な行為については、施行日前においても行うことができる。

・ 令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市立学童クラブ条例の一部を改正する条例

小平市立学童クラブ条例（平成10年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号に掲げる学童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ当該各号に定める時間を開設時間とする。ただし、前項第1号に掲げる学童クラブの管理を行う指定管理者にあってはあらかじめ市長の承認を得て、同項第2号に掲げる学童クラブにあっては市長が特に必要と認めるときに、これを延長することができる。

第5条第2項第1号中「前項第1号に規定する」を「第1項第1号に定める」に改め、同項第2号中「前項第2号に規定する」を「第1項第2号に定める」に改め、同項第3号中「前項第3号に規定する」を「第1項第3号に定める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる学童クラブにあっては、前項各号に定める開設時間のほか、次項各号に定める時間を開設時間とする。

(1) 指定管理者（第10条第1項に規定する指定管理者をいう。次項、次条第3項及び第8条において同じ。）に管理を行わせる学童クラブ

(2) 前号に掲げる学童クラブ以外の学童クラブであって、市長が必要と認めるもの
第6条第3項中「前条第2項各号に規定する」を「前条第3項各号に定める」に、「第10条第3号」を「第10条第1項第3号」に、「指定管理者」を「前条第2項第1号に掲げる学童クラブにあっては当該学童クラブの管理を行う指定管理者、同項第2号に掲げる学童クラブにあっては市長」に改める。

第8条第2項中「承認」を「規定により市長の承認」に、「第5条第2項各号に規定する」を「第5条第3項各号に定める」に、「以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者」を「次項及び第10条第2項において「延長保育料」という。）を市長」に改め、同条第3項中「利用料金」を「延長保育料」に、「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者」を「市長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定は、指定管理者が利用料金を収受する場合に準用する。この場合において、第8条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「次項及び第10条第2項において「延長保育料」とあるのは「以下この条において「利用料金」と、同条第3項中「延長保育料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者」と読み替えるものとする。

第10条中「いう。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条第3号中「第5条第2項各号に規定する」を「第5条第3項各号に定める」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時に第5条第2項第1号に掲げる学童クラブの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第2に定める額を上限として市長が定める延長保育料を徴収する。

3 前項の規定により市長が臨時に第5条第2項第1号に掲げる学童クラブの管理運営を行う場合における第8条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「以下この条において「利用料金」とあるのは「次項及び第10条第2項において「延長保育料」とし、同条第3項中「利用料金」とあるのは「延長保育料」と、「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

小平市立公園条例の一部を改正する条例

小平市立公園条例（昭和 5 3 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 4 条」を「第 2 5 条」に、「第 2 5 条—第 2 8 条」を「第 2 6 条—第 2 9 条」に改める。

第 4 条の 5 に次の 1 項を加える。

5 令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、令第 6 条第 6 項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度とする。

第 1 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「より」を「から」に改める。

第 2 8 条を第 2 9 条とし、第 2 4 条から第 2 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 章中第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者）

第 2 4 条 市長は、公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものについて、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するものをいう。次項において同じ。）に行わせることができる。

(1) 公園の維持管理に関する業務

(2) 公園の利用促進に関する業務

(3) 第 5 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる行為を許可すること。

(4) 第 5 条第 3 項の規定により許可を受けた事項の変更を許可すること。

(5) 第 5 条第 5 項の規定により公園の管理上必要な範囲内で条件を付すこと。

(6) 第 8 条の規定により公園の一部又は全部の使用を制限し、又は禁止すること。

(7) 第 1 2 条第 1 項の規定により物件を設けない占有を許可すること。

(8) 第 1 2 条第 2 項の規定により公園の管理上必要な範囲内で条件を付すこと。

(9) 第 1 6 条第 1 項の規定により有料施設の使用を承認すること。

(10) 第 1 6 条第 2 項の規定により有料施設の管理上必要な範囲内で条件を付すこと。

(11) 第 1 8 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる者に対して、この条例の規定によ

つてした許可又は承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずること。

(12) 第18条第2項の規定により同項各号に掲げる場合において、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、同条第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。

(13) その他市長が定める業務

2 前項の規定により公園の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条、第8条、第12条、第16条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小平市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

小平市長 小林 洋子

小平市ふれあい下水道館条例の一部を改正する条例

小平市ふれあい下水道館条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者）

第 8 条 市長は、ふれあい下水道館の管理及び運営に関する業務のうち次に掲げるものについて、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するものをいう。次項において同じ。）に行わせることができる。

- (1) 市民が水環境を学び、下水道への理解を深めるための事業に関する業務
- (2) ふれあい下水道館の施設等の維持管理及び運営に関する業務
- (3) 第 5 条の規定によりふれあい下水道館の見学を禁止すること。
- (4) 第 6 条の規定によりふれあい下水道館の見学を停止すること。
- (5) その他市長が定める業務

2 前項の規定によりふれあい下水道館の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせる場合における第 5 条及び第 6 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

小平市長 小 林 洋 子

小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条中「子ども家庭部」を「企画政策部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市立体育施設条例の一部を改正する条例

小平市立体育施設条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 9 条の 2 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により市長が指定するものをいう。以下この条及び第 15 条において同じ。）が管理する体育施設において利用者は、体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第 5 に定める額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 第 1 項の規定により利用者が指定管理者に利用料金を納入する場合にあつては、第 8 条第 2 項及び前条の規定を準用する。この場合において、同項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者）

第 15 条 市長は、体育施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものについて、指定管理者に行わせることができる。

（1）市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他の社会体育の振興に関する業務

（2）体育施設の維持管理に関する業務

（3）第 6 条第 1 項の規定により体育施設の利用を承認すること。

（4）第 6 条第 2 項の規定により体育施設の管理上必要な条件を付すこと。

（5）第 7 条の規定により体育施設の利用を承認しないこと。

（6）第 11 条ただし書の規定により体育施設に特別の設備を施し、又は変更を加えることを承認すること。

(7) 第12条第1項の規定により体育施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させること。

(8) その他市長が定める業務

2 前項の規定により体育施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合における第6条、第7条、第11条ただし書及び第12条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 市長は、小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時に別表第5に掲げる体育施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、同表に定める額を上限として、市長が定める使用料を徴収する。

4 前項の規定により市長が臨時に別表第5に掲げる体育施設の管理運営を行う場合における第8条第1項及び同表の規定の適用については、同項中「別表第4に定める」とあるのは「別表第5に定める額を上限として、市長が定める」とし、別表第5中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別表第3中

「

小平市立小川西グラウンド 小平市立天神テニスコート 小平市立上水公園テニスコート 小平市立中央公園グラウンド	(1) 1月5日から3月31日まで及び12月1日から同月27日まで 午前9時から午後5時まで (2) 4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで
---	---

を

「

小平市立小川西グラウンド 小平市立中央公園グラウンド	(1) 1月5日から3月31日まで及び12月1日から同月27日まで 午前9時から午後5時まで (2) 4月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで
小平市立天神テニスコート 小平市立上水公園テニスコート	午前9時から午後9時まで

に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第9条の2、第15条関係）

名 称	区 別	利用料金（1利用単位につき）
小平市立中央公園競技場 小平市立中央公園グラウンド	団体 利用	中学生以下 600円
		一 般 1,700円
		夜間照明施設を利用する場合は、1時間につき4,200円を加算する。
小平市立上水公園テニスコート 小平市立中央公園テニスコート	団体 利用	中学生以下 1面につき 500円
		一 般 1面につき 1,500円
		夜間照明施設を利用する場合は、1面につき1時間200円を加算する。
附帯設備		規則で定める額

備考

- 1 利用単位は、2時間とする。ただし、次の表の左欄に掲げる施設については、同表の右欄に掲げる期間に限り、その日の最後の利用単位は1時間とし、当該利用単位に係る利用料金は規定の利用料金の1時間相当額とする。

名 称	期 間
小平市立中央公園競技場	(1) 1月5日から同月31日まで
小平市立中央公園テニスコート	(2) 11月16日から12月27日まで

- 2 入場料その他これに類する料金を徴収して団体利用をする場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額を3倍して得た額とする。
- 3 市民等が構成員の半数に満たない団体が団体利用するときの利用料金の額は、規定の利用料金の額を1.5倍して得た額とする。
- 4 市民等及び国分寺市民等が構成員の半数以上である団体又は国分寺市民等が構成員の半数以上である団体が小平市立中央公園競技場及び小平市立中央公園グラウンドを団体利用するときの利用料金については、備考3の規定は、適用しない。
- 5 小平市立きつねっばら公園子どもキャンプ場の利用料金は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の改正規定 令和6年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際、現に同号に掲げる規定による改正前の小平市立
体育施設条例の規定により体育施設の利用の承認を受けているものに係る使用料につい
ては、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋子

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年2月26日提出

小平市長 小林 洋 子